

# 管 理 規 程

## 埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部

を次のように改正する。

別表第十を次のように改める。

別表第十（第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係）  
会計年度任用職員の報酬等基準額表

職 種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの		相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの	
	号 給	月 額	月 額	月 額
		円		円
1		152,965		191,664
2		154,083		193,391
3		155,200		195,219
4		156,317		196,946
5		157,333		198,571
6		158,755		199,993
7		160,075		201,516
8		161,396		203,040
9		162,615		204,360
10		164,138		205,681
11		165,662		206,900
12		167,287		208,220
13		168,506		209,540
14		170,029		210,861
15		171,553		212,181
16		173,076		213,502
17		174,397		214,619
18		177,139		215,939
19		179,780		217,260
20		182,421		218,580
21		185,062		219,698
22		186,789		220,815
23		188,414		221,831
24		190,140		222,948
25		191,664		224,065

別表第十一を次のように改める。

別表第十一（第十四条の三、第十四条の四関係）  
報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,700
2	11,400
3	17,100
4	22,800

附 則

(施行期日)

この規程は、令和二年四月一日から施行する。